

# 霞丘陵風致地区の緑化基準の概要

緑地率 …30%以上  
接道緑化率…60%以上

## 1 緑地率 (緑地面積÷敷地面積×100)

### (1) 緑地面積の算定

① 単独木 高木…1本あたり3㎡。ただし、現況および植栽時において樹高が3mを超えるものについては、その高さの7割を直径とする円の面積を緑地として算定することができる。

中木…1本あたり1㎡。ただし、(以下「高木」のただし書きと同じ)

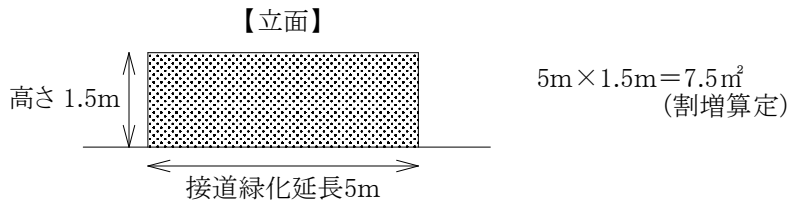
低木…その樹幹投影面積とする。

※用語の定義 高木…成木時の高さが5mを超える樹木  
中木…成木時の高さが3mを超える樹木  
低木…高木・中木以外の木竹

② 生垣 幅60cmとして算出する。

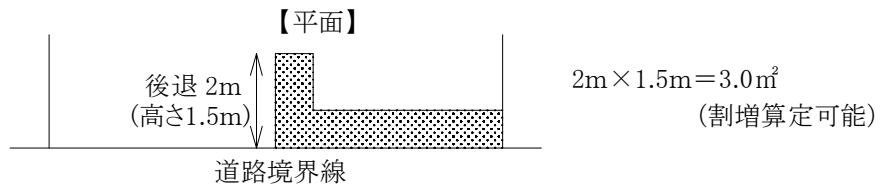
・接道部の生垣については、垂直面についても緑地面積として割増算定する。(接道緑化延長×生垣の高さ)

[例]



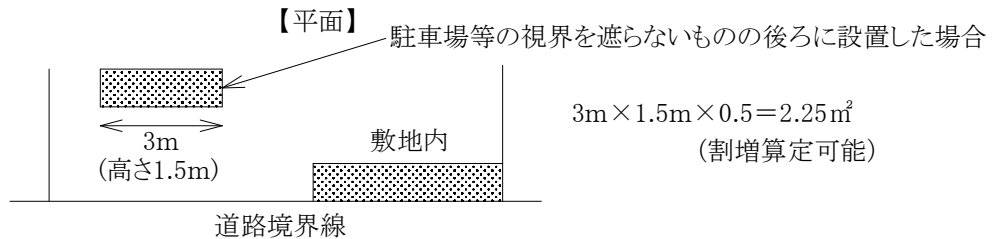
・接道部分で、生垣が敷地側に折れ込んでいる場合、道路境界から2mの位置までの生垣の垂直面についても、緑地面積に算定する。(ただし道路境界から生垣まで遮蔽物がないこと)

[例]



・道路に接していない生垣については、駐車場等の視界を遮らないものの後ろに設置したものは、その垂直面を緑地面積として算定する。(ただし0.5の係数を乗じる)

[例]



③ 芝生 芝生面積の2分の1を緑地面積として算定する。ただし、算定の上限を基準緑地面積2分の1までとする。

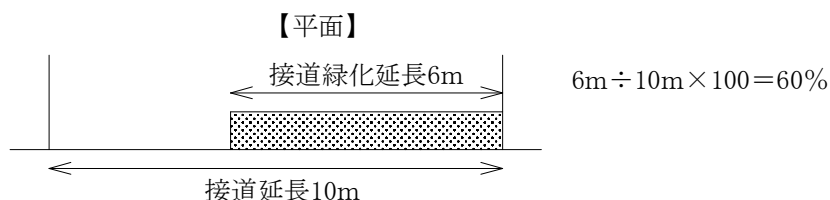
④ 花壇 石材等により区域を明確にし、草花等を植栽する場合は、緑地面積として算定する。

## 2 接道緑化率 (接道緑化延長÷接道延長×100)

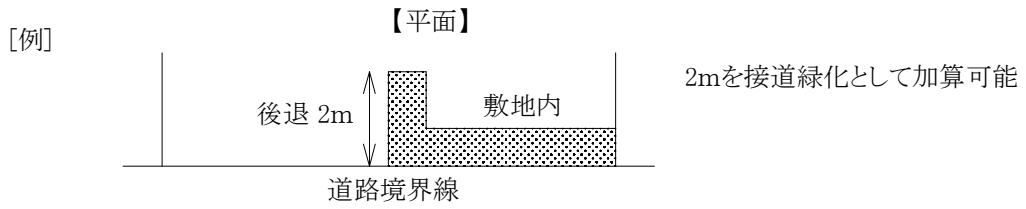
### (1) 接道緑化率の算定

・接道部の生垣について、接道緑化延長として算定する。

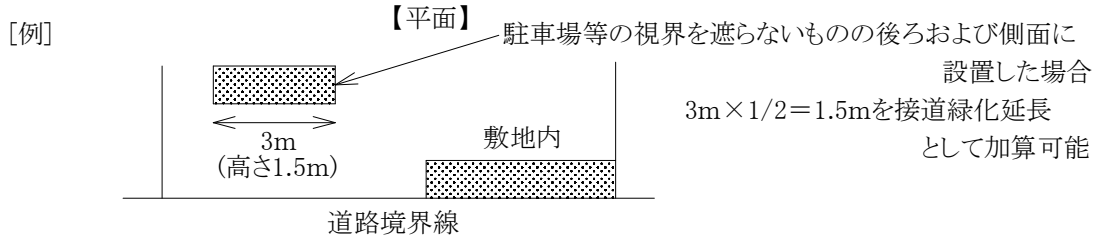
[例]



・接道部分で生垣が敷地側に折れ込んでる場合、道路境界から2mの位置までの生垣については、接道緑化延長として算定する。(ただし、道路境界から生垣まで遮蔽物がないこと)



・道路に接していない生垣については、駐車場等の視界を遮らないものの後ろおよび側面に設置したものは、その延長の2分の1を接道緑化延長として算定する。



作成例

敷地面積 150.00㎡  
◇緑化率 30%以上

必要緑化面積  $150.00 \times 0.3 = 45.00\text{㎡}$

高木 3本 × 3㎡ = 9.00㎡  
中木 4本 × 1㎡ = 4.00㎡  
低木 15本 × 0.6㎡ = 9.00㎡  
生垣  $(9.4 + 15.0 + 3.6 + 2.0) \times 0.6(\text{幅}) = 18.00\text{㎡}$   
 $(4.8 + 2.0) \times 1.0(\text{高さ}) = 6.80\text{㎡}$   
合計 46.80㎡

必要緑化面積 45.00㎡ < 計画緑化面積 46.80㎡  
緑化率  $46.80\text{㎡} / 150.00\text{㎡} \times 100 = 31.2\% > 30\%$   
OK

◇接道緑化率 60%以上

接道緑化延長 接道10.0m × 0.6 = 6.0m

接道緑化延長 4.8m + 2.0m = 6.8m  
接道緑地率  $6.8\text{m} / 10.0\text{m} \times 100 = 68.0\% > 60\%$   
OK

凡例	樹種	本数
○ ○ ○	高木	○本
□ □ □	中木	○本
△ △ △	低木	○本
▽ ▽ ▽	生垣	○m

※緩和要件 緑化基準(両方の基準を満たすこと)

1	緑化率	30%
2	接道緑化率	60%

緩和 上 限	・道路側壁面後退距離 2.0m
	・隣地側壁面後退距離 1.0m
	・建ぺい率 30%